

江別剣道連盟規約

（名称および事務所）

第1条 この団体は、江別剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟は、その事務所を江別市に置く。

（目的および事業）

第3条 本連盟は、会員相互の心身の錬磨と親睦を図り、地域の剣道（居合道および杖道を含む。）の普及振興を目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）大会、講習会、審査会、研究および錬成会の主催
- （2）その他、本連盟の目的達成に必要な事項

（組 織）

第5条 本連盟は、江別の剣道愛好者および本連盟の目的に賛同するものを以って組織する。

2 本連盟に、居合道部会その他必要な部会等を置くことができる。

3 部会等の設置および組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決で定める。

（権利および義務）

第6条 本連盟会員（以下、「会員」という。）は次の権利を有し、義務を負う。

- （1）所定の手続きを経て、本連盟の諸施設等を使用すること。
- （2）本連盟が主催する各種事業への参加、協力および称号、段、級位審査の請求をすること。
- （3）会員は、別に定めるところにより本連盟の経費を負担すること。
- （4）本連盟の定める諸規定の各条項を尊重し、これに従うこと。
- （5）各部会は、部会の総会で承認された当該年度総会資料を、本連盟に部会名簿を添えて提出しなければならない。
- （6）一般財団法人全日本剣道連盟の統括する剣道団体以外の剣道（居合道および杖道を含む。）団体会員となることはできないこと。

（資格の喪失）

第7条 本連盟の会員および団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- （1）脱退
- （2）団体の解散
- （3）除名

2 会員および加盟団体は、本連盟から脱退しようとするときは、脱退届を提出しなければならない。

3 会員および加盟団体が次の各号の1に該当する場合は、理事会において、それぞれ、出席者の3分の2以上の議決をもって除名することができる。この場合において、理事会の議長は、会員および団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。

- （1）会費・登録費を2年以上納めないとき。
- （2）本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき。
- （3）その他、本連盟の会員、団体として不適当と認められる行為があったとき。

（役 員）

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- （1）理 事 20名程度

- (2) 監 事 2名
- (3) 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、理事長1名とする。

第9条 本連盟の役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 理事および監事は総会において選出する。
- (2) 会長、副会長、理事長は理事の互選による。
- (3) 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定めた順位によりその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の会務を掌理する。本連盟の業務を総理する会長、副会長がともに事故あるときは、これを代行する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を審議しその実施にあたる
- (5) 監事は、本連盟の事業および会計を監査し、総会において監査報告する

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(顧問および参与)

第12条 本連盟に顧問、名誉会員および参与をおくことができる。

- 2 顧問、名誉会員および参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務に関し会長の求めに応じ、参考意見を述べることができる。
- 4 参与は会務の運営に関し、会長の諮問に応じる。

(会 議)

第13条 本連盟が設置する会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 三役会議
- (3) 理 事 会
- (4) 各部会会議

第14条 総会および理事会は会長が召集する。

- 2 三役会議は、会長、副会長、理事長で構成し、必要に応じ部長、事務局長を加えることができる。
- 3 部会は、部長および副部長並びに部員で構成する。

第15条 総会は毎年1回これを開催する。

- 2 臨時総会は理事会が必要と認めた場合、若しくは会員の3分の1以上の請求があった場合に開催しなければならない。
- 3 理事会は必要に応じ随時開催する。

第16条 会議は、会員の2分の1以上の出席（代理者および委任状を含む。）により成立し、会議の議決は出席者（代理者および委任状を含む。）の過半数による。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 17 条 総会は会員をもって構成し、次の事項を決議する。なお、総会の議長は、会員のなかから選出する。

- (1) 規約の変更
- (2) 予算および決算
- (3) 事業計画および事業報告
- (4) 役員の選任および解任
- (5) その他必要とする事項

第 18 条 理事会において次の事項を審議する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他緊急事項

(事務局)

第 19 条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長、会計、書記若干名をおき、会長がこれを任命する。

(会 計)

第 20 条 本連盟に要する経費は、会費・登録費・審査料・参加料およびその他の収入をもって支弁する。

2 本連盟の会費は、顧問、80 歳（毎年 4 月 1 日現在）以上の会員については免除する。

第 21 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 22 条 会員は、別に定める規定に基づき会費を納入しなければならない。

第 23 条 会員、加盟団体が、本連盟に納めた会費は、脱退または除名の場合においても返さない。

(補 則)

第 24 条 この規定に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(連盟創立)

1 本連盟は、昭和 27 年 4 月 1 日江別剣友会として設立し、昭和 28 年 4 月 1 日江別剣道連盟と改称する。

(施行期日)

2 この規約は、平成 26 年 4 月 29 日から施行する。

(旧規約の廃止)

3 江別剣道連盟規約（昭和 28 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

(施行期日)

4 この規約は、令和元年 5 月 18 日から施行する。